



29答申第4号
平成30年3月28日

土庄町長 三 枝 邦 彦 様

土庄町情報公開・行政不服審査会
会 長 葛 西 裕 匡

土庄町情報公開条例第13条の規定に基づく諮問に対する答申

平成30年2月13日付けで諮問のありました次の件について、別紙のとおり答申します。

土庄町長あてに提出された平成30年1月29日付け審査請求についての
諮問

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

(1) 平成29年11月29日付けで、本件審査請求人（以下「請求人」という。）から、土庄町長（以下「実施機関」という。）に対して土庄町情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づく情報公開請求（以下「公開請求」という。）があった。公開請求の内容は、次のとおりである。

元土庄小学校校舎解体工事において入札審査調書及び入札結果に関するすべての書類。上記入札について、談合情報により最初の入札は中止になったといわれている。談合情報のわかる文書。

(2) 実施機関は、平成29年12月7日付けで、この公開請求に対し、「入札審査調書」については条例第9条第8号に該当するため非公開とし、「入札結果」については土庄町競争入札結果等の公表に関する要綱に基づき閲覧に供しているため、条例第15条第1号の規定により条例の規定は適用されないものとし、「談合情報の分かる文書」については条例第9条第2号に該当すると判断される部分を非公開とする情報一部公開決定（以下「本件処分」という。）をした。

(3) 請求人は、本件処分を不服として平成30年1月29日付け（同31日到達）で、実施機関に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求を行った。

(4) 実施機関は、条例第13条の規定により、本件審査請求について平成30年2月13日付けで審査会に諮問した。

第3 請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書における請求人が主張する本件審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部を開示する必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明は、次のとおりである。

- (1) 条例第9条第8号の規定により、町の執行機関の付属機関若しくはこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報で、公正かつ円滑な議事運営の確保のため、当該合議制機関等の議事運営規程若しくは議決により公開しない旨を定めているもの又は公開することにより、当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるものが含まれる情報については、当該情報を公開しないことができる。

執行機関の付属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び同法第202条の3第1項により、法律又は条例の定めるところにより設置された調停、審査、諮問又は調査のための機関をいうが、土庄町建設工事等入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）は、土庄町建設工事等入札参加資格審査委員会規程により設置され、入札参加業者の選定等について審議し、答申する諮問機関であることから、条例第9条第8号中の「これに類するもの」に当たる。

委員会において審議された事項は、土庄町建設工事等入札参加資格審査委員会規程第5条の規定により、その内容を他に漏らしてはならないとされており、当該規定は委員会における審議を公正かつ円滑なものとし、適正な入札執行のため必要不可欠であるとの観点から規定されていると判断するため、入札審査調書については、条例第9条第8号に該当するため非公開とした。

- (2) 条例第15条第1項の規定により、他の法令等の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を求めることができる場合における当該情報については、条例の規定は適用されない。入札結果については、土庄町競争入札結果等の公表に関する要綱（平成6年土庄町告示第34号）

により、閲覧に供することで公表されているものであるため、条例の規定は適用されない。

- (3) 条例第9条第2号の規定により、法人に関する情報で、公開することにより当該法人に不利益を与えることが明らかであると認められるものが含まれる情報は、公開しないことができる。法人の事業活動上の利益は、情報公開制度の下においても保護される必要があり、談合情報の分かる文書については、談合における落札予定者とされた法人に関する情報を公開することにより当該法人の社会的評価に不当な影響又は不利益を及ぼす可能性があるため、条例第9条第2号に該当する。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例の目的は、その1条にあるように町民の情報の公開を求める権利を明らかにし、町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって町政の発展に寄与することである。審査会は、この目的に適うように条例を解釈し、事案について判断する。

2 本件対象情報の内容について

本件公開請求は、「元土庄小学校校舎解体工事において入札審査調書及び入札結果に関するすべての書類。上記入札について、談合情報により最初の入札は中止になったといわれている。談合情報のわかる文書。」の情報の公開を求めたものであり、対象情報は、旧土庄小学校解体工事に係る入札審査調書、入札結果に関する書類及び談合情報の分かる文書と認められる。

3 具体的な判断

(1) 入札審査調書について

入札審査調書は、入札参加業者の選定等に係る文書であり、当該文書は委員会の会議に係る情報である。

条例第9条第8号は、「町の執行機関の付属機関若しくはこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報で、公正かつ円滑な議事運営の確保のため、当該合議制機関等の議事運営規程若しくは議決により公開しない旨を定めているもの又は公開することにより、当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるものが

含まれる情報」を非公開とすることができる情報として規定している。

委員会は、地方自治法の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置された町の執行機関の付属機関ではないが、土庄町建設工事等入札参加資格審査委員会規程（昭和57年土庄町訓令第1号。以下「委員会規程」という。）により設置されていること及び委員会規程第2条に規定するその任務から、条例第9条第8号中の「付属機関に類するもの」と認められる。

また、委員会規程第5条において「委員会において審議された事項は、その内容を他に漏らしてはならない」とされていることから、入札審査調書については、条例第9条第8号に該当する。

(2) 入札結果について

入札結果については、土庄町競争入札結果等の公表に関する要綱（以下「要綱」という。）により、入札結果表を閲覧に供することで公表されている。

条例第15条第1項は、条例の規定について「他の法令等の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を求めることができる場合における当該情報については、適用しない」としている。同項の趣旨は、他の法令等の規定により定められた閲覧等の制度と条例による情報公開制度との調整規定として、他の法令等による閲覧等の制度が設けられている場合における条例の適用関係を定めるものであり、本件規定は、他の法令等の規定により公文書の閲覧等を行うことができるときは、当該法令等が定める公文書の閲覧等の制度を利用すべきであることから、条例を適用しないことを定めている。

旧土庄小学校解体工事に係る入札結果表は、要綱第4条の規定により、公開請求の時点において、何人も閲覧ができるものである。

よって、本件対象情報である入札結果については、条例の規定は適用されない。

(3) 談合情報の分かる文書について

談合情報の分かる文書は、「入札を中止せよ」と題し、土庄町町民からの談合情報であるとしてファックスにて土庄町に寄せられた文書であり、実施機関は、当該文書中の談合における落札予定者とされた法人名、当該法人の代表取締役氏名及び当該事業所が現在係争中である相手方の名称を非公開

としている。

条例第9条第2号は、同号ただし書に規定する「ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報で、公益上公開することが必要であると認められるもの」に該当する情報を除き、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」を非公開とすることができる情報として規定している。

談合情報の分かる文書中の談合における落札予定者とされた法人名、当該法人の代表取締役氏名及び当該法人が現在係争中である相手方の名称は、公開することにより当該法人が談合に参加したとの印象を与え、当該法人の社会的評価に不当な影響又は不利益を与えると認められることから、条例9条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(4) 結論

以上から、冒頭結論のとおり判断した。

以上

